

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年9月まで

昭和36年頃、当時居住していたA株式会社の社宅の管理事務所で、国民年金制度発足の説明があり、国民年金に加入するように言われたので、加入手続を行い、国民年金保険料を社宅管理事務所に持参して納付した。

昭和36年4月から39年10月の資格喪失時まで、国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の6か月が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、昭和63年12月31日から平成4年6月1日までの期間については厚生年金保険の受給要件を満たすために厚生年金保険任意継続の手続を行い、厚生年金保険料を納付するなど、年金制度に対する意識は高いものと認められる。

また、申立期間当時、同居していた妹は、「当時、社宅管理事務所があり、国民年金保険料を集めていたと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間前後に住所の移動は無く、家庭の経済状況に大きな変化があった事情等は認められないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することが困難な経済状況ではなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 49 年 3 月まで

昭和 43 年 6 月から 49 年 3 月までの 70 か月分の国民年金保険料が未納となっていたが、父が A 市役所か社会保険事務所（当時）から聞いてきた未納保険料額を父に渡し、父に加入手続をしてもらい、一度にまとめて保険料を納付してもらった。

加入時期や納付時期、納付金額などについては覚えていないものの、納付後、これからの保険料は、自分で納付するように父から言われたことを鮮明に覚えているので、申立期間が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を父親に渡し、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、まとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 50 年 3 月 9 日に払い出され、申立人が 43 年 6 月 23 日に、遡って資格を取得したことが確認できることから、申立期間のうち 43 年 6 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、時効により特例納付以外の方法で納付することはできない。

また、申立人の父親が申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする時期は、第 2 回目の国民年金保険料の特例納付期間（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月）ではあるものの、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父親に渡した金額も記憶していないほか、これらを行ったとする申立人の父親も既に死亡しているため、申立人の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、A市が保管していた国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金への加入手続を行った昭和50年3月の時点で、49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料をまとめて納付していることが確認できるが、申立期間に係る国民年金保険料を納付した記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月頃から22年9月頃まで

昭和20年9月頃から22年9月頃までの約2年間において、A株式会社B事業所（現在は、C株式会社）で、正社員としてDの業務に従事したのに、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B事業所で正社員として勤務したと申し立てているが、C株式会社は、「当社設立（昭和26年5月1日）以前の在籍の有無については資料が無く、申立人が申立期間において、A株式会社B事業所で正社員として勤務していたか否か不明である。」と回答している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚74人を抽出し、死亡及び連絡先不明の者を除く13人に照会したところ、回答のあった12人全員が、申立人を記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間当時、A株式会社B事業所には、正社員以外に多くの下請業者の従業員がいた。」と供述している。

加えて、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

また、適用事業所名簿において、A株式会社B事業所は昭和22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち20年9月頃から22年5月31日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなか

ったことが確認できるところ、「A株式会社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった22年6月1日以前から同社B事業所で勤務していた。」と供述している複数の同僚について、同年6月1日以前の厚生年金保険の被保険者記録は同社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認することができるとともに、同日以降の厚生年金保険の被保険者記録については同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることなどから、同社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 44 年 10 月まで

私は、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を受けた。

私は、昭和 35 年 5 月に、公共職業安定所の紹介で A 株式会社に入社し、44 年 10 月に退職するまでの約 9 年間において、入社当初は B の業務に、その後は C の業務に従事した。当時の給与明細書等は保管しておらず、保険料控除についてはよく覚えていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社からの回答及び複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、A 株式会社勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 株式会社は、「B、D の業務に従事する従業員は厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたが、C の業務に従事する従業員は厚生年金保険及び雇用保険には加入させていなかった。申立人は入社当初は多少の雑用はしていたが、C の業務に従事していたと思う。」と回答しており、複数の同僚も「申立人は C の業務を行っていた。」と供述している。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できない上、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 4 人（D 職一人、B 職 3 人）については、4 人とも雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人に係る申

立事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間当時の申立事業所の人事労務担当者は既に死亡しており、供述を得ることができない上、申立人は同じCの業務に従事していた同僚を記憶していないことから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人の夫が勤務していたとする事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人は申立期間中の昭和 43 年 10 月から申立人の夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月1日から29年1月4日まで
② 昭和29年1月4日から同年3月26日まで
③ 昭和29年5月1日から30年5月13日まで
④ 昭和30年8月1日から31年2月25日まで
⑤ 昭和31年7月10日から32年2月14日まで
⑥ 昭和32年7月1日から同年12月26日まで

私は、社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

昭和31年に結婚のため、A株式会社を退職した。32年1月*日に夫の自宅にて式を挙げ、同年1月25日から同月31日までの間に夫婦でB県に転居した。脱退手当金を受給した覚えも無く、当時、脱退手当金の認識も無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である6回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間については別番号で管理されており、これは、申立人が申立期間について脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に

係る最終事業所の厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和33年8月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、「昭和31年12月に、A株式会社を結婚のために退職し、32年1月に結婚式を挙げてB県に転居した。」と主張しているが、その場合、申立期間⑤の一部及び申立期間⑥の期間において、A株式会社で勤務することが不可能となるが、厚生年金保険被保険者名簿に記載されている記録は、氏名（旧姓）、生年月日及び被保険者記号番号が申立人と一致しており、別人とは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。